

原付登録・廃車等に関する手続きについて（一覧）

手続き内容		必要なもの
登 録	新車（中古車）を販売業者から購入したとき	・販売証明書
	個人から譲り受けて車両を取得したとき	・譲渡証明書 ・廃車済証（※自治体により名称が異なります。「廃車申告受付証明書」など。廃車した年月日などがわかる証明書のことです。）
廃 車	車両を廃棄する場合 車両を譲渡する場合 ※このほかの事由による廃車（単に車両を使用しなくなった等）は、盗難による場合を除き、受け付けることができません。	・ナンバープレート ※ナンバーを紛失した場合は標識弁償金として100円徴収します。
	車両が盗難にあったとき	・盗難届の受理番号（警察署へ盗難届出後発行される番号）と届出年月日
転入してきたとき		（前登録地で廃車済みの場合） ・廃車証明書 （廃車未済の場合） ・ナンバープレート及び標識交付証明書
ナンバープレート（標識）を紛失したとき		・弁償金100円 ・標識番号や車台番号がわかる書類 （手続き時に標識紛失始末書をご記入いただきます）
改造により排気量などを変更したとき		・排気量等変更届出書 （添付ファイルの様式裏面を必ずご一読ください。） ・ナンバープレート及び標識交付証明書
<p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的に所有者（納税義務者）を届出者とし、来庁時に本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）の提示をお願いいたします。 ・納税義務者が法人の場合は、押印してください。 ・所有者があらかじめ必要な記載内容をすべて記入した申告書を持参する場合は、所有者と同一世帯のかたが届出者となることも可能です。 <p>※所有者が「届出者」欄にその方の住所・氏名・連絡先を記入いただき、来庁時は届出者について本人確認を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯が同一でないかたが届出者となる場合は、委任状が必要です。 		